

医学部学生の在学年限に関する規程

平成 18 年 10 月 10 日制定

(総則)

第 1 条 医学部に在籍する学生の在学年限については、この規程の定めるところによる。

(在学年限)

第 2 条 第 1・2・3・4・5 学年にあつては、同一学年における在学年数の上限を 2 年とする。

2 第 6 学年にあつては、入学から卒業までの在学年数の上限を 12 年とする。但し、編入学、転入学、再入学者の在学年数の上限は、当該入学から卒業までの修学年限の 2 倍とする。

3 前 2 項とも、休学期間は在学年数に算入しない。

(除籍)

第 3 条 次に該当する者は除籍とする。

(1) 第 2 条に定める在学年限を超える者。

(2) 北里大学学則第 41 条に該当する者。

附則

1 この取り扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する